

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定によつて、東広島  
都市計画事業寺家地区土地区画整理事業について換地処分の届出があつた。

平成三十年六月二十八日

広島県知事 湯崎英彦